

議案第 6 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 2 月 2 0 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「又は第17条」を「、第17条又は第19条」に改め、同条第6号中「又は第18条」を「、第18条又は第20条」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。